

山梨県産後ケア事業運営費補助金交付要綱

(通 則)

第1 山梨県産後ケア事業運営費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(定 義)

第2 この要綱において「宿泊型産後ケア事業」とは、医療的処置を要しないものの、育児への不安等を有する、原則として、産後4か月までの母親とその乳児を施設に宿泊させ、母体の心身の回復を図るためのケア及び乳児へのケアを実施するとともに、母親に対し育児に関する技術指導、カウンセリング等を実施することをいう。

(交付の目的)

第3 この補助金は、出産直後の母親が持つ育児に対する不安の軽減を図るための宿泊型産後ケア事業を利用する者の経済的負担を軽減し、少子化対策に資することを目的として、事業運営に要する費用について補助する。

(交付の対象)

第4 この補助金は、山梨県産後ケア事業推進委員会が実施する宿泊型産後ケア事業に対して市町村が負担する事業を交付の対象とする。

(交付額の算定方法)

第5 この補助金の交付額は、別表により算出された額とする。

(申請手続)

第6 この補助金の交付を申請しようとするときは、様式第1号による申請書を、あらかじめ知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7 この補助金は、知事が必要と認めるときは概算払をすることができる。

- 2 概算払の交付を受けようとするときは、様式第2号により請求書を知事に提出しなければならない。
- 3 概算払の結果、運用益が発生した場合、返還するものとする。

(交付の条件)

第8 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更をする場合には、様式第3号により事前に知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(実績報告)

第9 この補助金の事業実績報告は、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、様式第5号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、平成28年2月15日から施行する。